

今後の経済財政動向等についての点検会合

平成26年11月18日

静岡県立大学教授・内閣官房参与

本田 悦朗

- ① 消費税法「本則」に規定する、来年（2015年）10月の消費税増税の実施は、デフレ脱却を失敗に終わらせるリスクが高く、同法「附則」第18条第3項を適用して、2017年4月まで、それを凍結すべきである。この結論は、昨日発表の7～9月期実質成長率の実績第一次速報値（対前期比年率-1.6%）によって実証されてしまった。
- ② そのような増税の凍結は、「アベノミクスの失敗」を意味しないことは自明である。
- ③ 最優先課題としてデフレ脱却を確実にし、「政策によってデフレから脱却できること」を示せば、そのような「アベモデル」を世界に提示することができる。
- ④ デフレからの脱却は、すべての経済政策が効果を発揮するための前提条件である。

1. 現状認識

(ア) アベノミクス（第一の矢）は、デフレから脱却するための唯一の方法

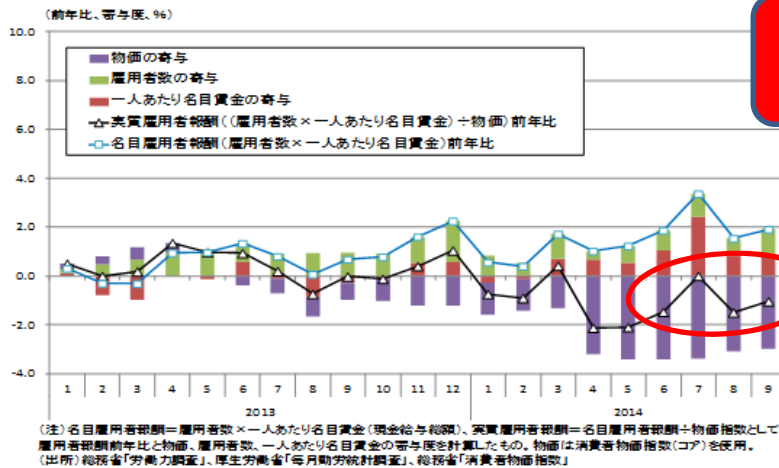
(イ) 本年4月の消費税増税（5%→8%）までは順調にその効果を発揮

(ウ) しかし、4月の増税によりリスク・シナリオが如実に実現

- ① デフレから緩やかなインフレに移行するというアベノミクスの特殊性
- ② 本年4月はその途中段階
 - 1. 2%の予想インフレ形成途上—マインドは脆弱かつ不安定
 - 2. 増税以前から実質所得はマイナス。増税によってマイナス幅拡大。
- ③ デフレ脱却完了前の消費税増税がいかに危険か、の教訓

(エ) 現在、アベノミクスによる景気浮揚効果と増税による景気抑制効果がせめぎ合っている状況。決して、アベノミクスはその効力を失ったわけではない。

雇用者報酬(名目・実質)



増税がなければ実質所得はプラス領域

点検会合片岡剛士氏提出資料より再掲

2. 8%から10%への消費税再増税について

- (ア) まず、予想インフレ率と現実のインフレ率を2%近傍に引上げ、そのレベルで相当期間（10か月程度）安定させる。
- (イ) その安定を確認した上で、2016年後半には、「デフレ脱却宣言」とともに2017年4月1日の増税実施を確認。
- (ウ) **2017年4月1日に消費税10%実施**。即ち、**1年半の実施凍結**。
- (エ) その頃には、名目雇用者所得は3%程度以上に達していることが予想。そうなれば、8%→10%に増税しても、**実質雇用者所得**は大きなマイナスになることはない。（例： $3\% - (2\% + 2\% \times 0.7\%) = -0.4\%$ ）
- (オ) 増税と同時に、消費税1%程度（2.7兆円）の経済対策を策定。その場合は、中低所得者に対する給付金など所得補填、消費税減税、あるいは社会保険料の減免も視野に。
- (カ) ここまで万全を期せば、「景気弾力条項」は削除可か。万一、第二のリーマン・ショックが来れば、いずれにしてもその実施は、法改正により凍結せざるを得ない。
- (キ) **アベノミクスの強靱化**のためには、**日銀法改正**が不可欠
- ① 物価の安定の**目標設定**は政府、その**実施**は日銀という役割分担
 - ② 日銀のマンデートに**雇用の安定**を付加
 - ③ 日銀の金融政策の説明責任の明確化とともに税財政は政府の専権事項

3. 予定通りの再増税のリスク

- (ア) 今後、追加緩和や経済対策の効果は期待されるものの、タイムラグ等を考慮すると2%程度での安定したインフレ率や相当程度プラスの実質雇用者所得を来年10月までに確保することはほぼ不可能。
- (イ) その状態で10%への再増税を強行した場合は、デフレ脱却が後ずれし、その結果、デフレ脱却に失敗する恐れが極めて大きい。
- (ウ) デフレ脱却に失敗した場合、その真の原因は「消費税増税」にあるにもかかわらず、「アベノミクスの失敗」に求める勢力が出てくること必定。そうなれば、もはや、アベノミクス（リフレ理論に基づく「第一の矢」）は使用することができなくなり、**デフレ脱却の唯一の手段を失う**。これでは、「本来の日本」が取り戻せなくなる。

4. 再増税延期のリスク

- (ア) 上記のような再増税延期によっても、何ら、**現実的なリスクは追加されない（無視しうる程度）**。
- (イ) ただし、以下のような懸念を表明する者も存在する。しかし、**その根拠はない**。
- ① 延期した場合には、財政再建に対する本気度が疑われ、日本国債の信認が損

なわれる。しかし、

1. 長期国債の低位安定利回りの現実
2. 極めて低い日本国債のクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) レート
3. 自国通貨建て債務がデフォルトを起こすことは「論理的に」あり得ない。
4. 「純債務」の対名目 GDP 比をみると日本だけが突出しているわけではない。
5. 日本の総合的国力（対外純資産、国民純資産、相対的に低い税率）
6. 少なくとも、4月には消費税増税を実行して、高い授業料を払った。
7. 私（本田）が9月中下旬に欧米にて機関投資家約70社と議論したところ、現実のリスクとして「延期による信認リスク」を指摘した投資家はほとんど皆無

② 再増税は「国際公約」であり、本則通りに実施しないと「責任問題」になる。

1. G20 等国際会議での「行動計画」は、国内で決まったことの「説明」の場。
2. 消費税のような内国税問題は、純粋に国内マターであり、主権国家が対外的に「公約」することはあり得ない。

5. 財政再建の考え方

(ア) 「財政再建」か「経済安定・成長」か、という2項対立的な発想は誤り。デフレをまず脱却し、経済を安定、成長させることによつてのみ財政再建は可能となる。

(イ) つまり、「経済の安定・成長」は「財政再建」の前提

(ウ) 前述のような不安定なマクロ経済状況で消費税を増税しても、税収全体は却って減収となってしまう恐れが大きい。

(エ) まず、デフレを脱却し、名目 GDP 成長の税収弾性値効果を活用するのが定石

(オ) 複利で成長し続ける名目 GDP 効果は絶大

(カ) 財政再建の目標は、「公的債務残高の対名目 GDP 比」を一定値で収束させること。

そのためには、プライマリー・バランスの改善が必要。名目 GDP 成長→税収増の確保が絶対に必要。

6. 社会保障制度改革の重要性

(ア) 増税を延期しても、「必要な歳出」は税収の上振れ分やつなぎの赤字国債発行によつて確保。特定の社会保障関連施策と消費税の税率を直接リンクさせるような説明は誤り。

(イ) アベノミクスの残された課題の一つは、社会保障制度改革。持続可能性を維持しつつ、世代間・世代内の公平を如何にして実現するか、具体的な成果を出してい

く必要。

(ウ) 歳出の改革・合理化が無い限り、財政再建は不可能。

7. (補) 消費税増税の凍結は、断じて、アベノミクスの失敗を意味するものではない。

(ア) そもそも消費税増税のための「**3党合意**」は民主党の総選挙のためのマニフェストに記載されていないにもかかわらず、突如として合意されたものであり、**民意に基づいたものではなく**、また、「デフレの最中に増税を行おうとした」という意味で、**誤った政策**と言わざるを得ない（**附則第 18 条**によってかろうじて合理性を担保できる）。

(イ) 3党合意による増税法成立の際には、アベノミクスの影も形もなく、この両者は**無関係**である。のみならず、アベノミクスは景気浮揚効果があり一方、増税は景気抑制効果があるので両者の方向性は真逆である。

(ウ) そもそも、**アベノミクスはデフレを脱却し、安定的に経済を成長させ、国民生活を豊かにするために策定されたものであり、断じて、消費税増税を実施するために策定されたものではない。**

(エ) したがって、標記のような主張はもっぱらアベノミクスを攻撃する意図に出た暴論であり、政治的発言に過ぎず、まともな議論の対象にならない。

以上

(参考—消費税法附則)

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、**経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。**